

小山町高齢者補聴器購入費助成金交付事業について

年を取ったせいか耳が遠くなったと感じていませんか！

例えばこんなことは・・・

- 話しているときしばしば聞き返したり聞き間違える
- テレビの音が大きいと言われる
- 病院、銀行などで呼びかけを聞き逃す



聞こえない状態を続けていると・・・

- ① 会話することがおっくうになり用事以外のことを話さなくなる。
- ② 言葉を認識して理解するという脳を働かせる機会が減る。

その結果→日常生活に支障を来すことが考えられます。



そこで「高齢者補聴器購入費助成金交付事業」の活用を

聞こえづらさを解消するため、補聴器を付けてみてはいかがでしょうか。
高齢者を対象に、「生活の質の維持」と「積極的な社会参加の促進」を
図るため補聴器購入に対して1/2（上限3万円）の助成金を交付して
います。（助成は一人1回限りで、修理費や文書料は対象外です）

※ 診断に必要な診察及び証明等に係る費用は本人負担となります。

補聴器は、購入した後の調整やトレーニングが大切です



対象者 65歳以上の小山町民で、補聴器を使用することにより聞き取りの改善が見込まれると耳鼻咽喉科医師が診断した者。（聴覚障がいによる身体障害者手帳交付対象の方を除く）

手続きの流れ 裏面をご覧ください。

（交付決定前に購入した補聴器は助成の対象外です）

問合せ 小山町藤曲57-2 小山町長寿介護課 電話 76-6669

小山町高齢者補聴器購入費助成事業の流れ

○印…作成等を行うもの

	町	申請者	販売業者	耳鼻咽喉科 医師	備 考
証明書 (様式第1号)		依頼・受領	→ ○		有料
見積書		依頼・受領	→ ○		
申請書 (様式第1号)	受領、審査、 決定	○			見積書添付、 証明済み
決定通知書 (様式第2号)	○	→			補聴器購入費全額を販 売業者へ支払う場合
助成券 (様式第3号)	○	→			
請求書 (様式第6号)	○	→			
決定通知書 (様式第2号)	○	→			補助金を差し引いて 補聴器購入費を 販売業者へ支払う場合 (受領委任)
助成券 (様式第3号)	○	→			
決定のお知らせ (様式第4号)	○	→	→		
請求書 (様式第6号)	○	→	→		
不交付決定通知書 (様式第5号)	○	→			補助金交付を不可と する場合
購 入		○	購入代金 全額受領		
請 求		← ○			添付 領収書の写し、助成券
支 払	○	→			
購 入 (受領委任)		○	購入代金の うち 利用者負担額 及び 助成券受領		領収書の写しをとる。
請 求 (受領委任)		← ○	○		添付 領収書の写し、助成券
支 払 (受領委任)	○	→			

※ 小山町高齢者補聴器購入費助成金請求書に購入費の支払をしたことを証明する書類及び助成券を添えて、支払の日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに長寿介護課へ提出してください。